

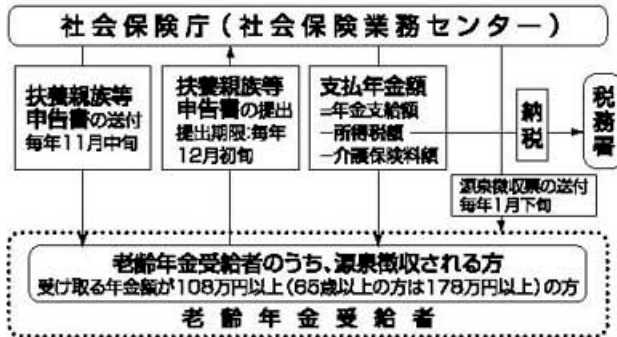
国民年金だより

**扶養親族等申告書は
必ず期限までに提出しましょう**

老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。(障害年金・遺族年金には税金がかかりません。)年金の支払者である社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっていきます。所得税には各種控除がありますが、控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

社会保険庁は、所得税の各種控除を行うために、毎年11月中旬に課税対象者(65歳未満で年金額が108万円以上の方、65歳以上で年金額が178万円以上の方)に、扶養親族等申告書(はがき)を送付しています。扶養親族等申告書を提出されないと、各種控除が受けられず所得税の源泉徴収額が多くな

《年金にかかる税金の仕組み》



- 国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
- 国民年金保険料の支払いは、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先 高知西社会保険事務所 (☎875-1717)

平成16年 年金改正

年金保険料負担と給付を調整します。～マクロ経済スライドを導入～

“負担と給付のバランスがとれるようになるまで年金額を自動調整
当分の間は物価スライド特例措置による年金額が優先”

保険料を一定水準に固定したうえで、その時々“社会全体の負担能力”に応じて年金額を調整する「マクロ経済スライド」のしくみが平成16年10月から導入されます。

(年金受給額の改定は平成17年4月以降から)

このしくみにより、少子化で働き手が減り保険料収入が減少したり、平均余命が延び年金支給が増加した場合、それに応じて年金額が自動的に調整されることになります。

68歳未満は名目手取り賃金の変動率を基準として、68歳以上は物価変動率を基準として、年金改定率が毎年決定されます。

しかし、マクロ経済スライドによる年金改定率の調整がはじまるのは、現在特例措置により年金額の引下げが据え置かれているマイナス1.7%分(平成12～14年度の3年分のマイナス物価スライド分)について、今後の物価上昇時に年金額を据え置くなどして、1.7%分を解消した後になります。

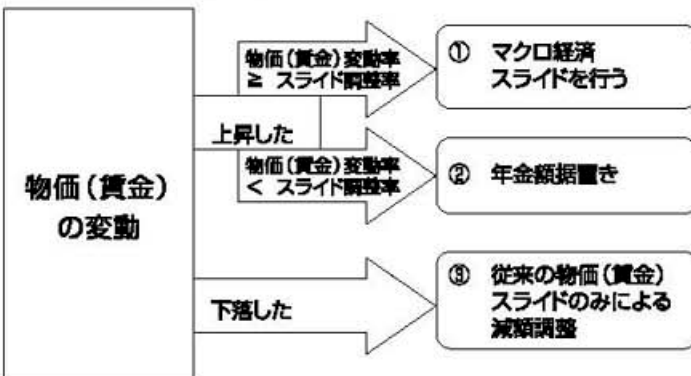
マクロ経済スライドのしくみ

物価(賃金)変動率—スライド調整率(被保険者数の減少率+平均余命の伸び率) = 年金改定率

(被保険者数の減少率:約0.6%+平均余命の伸び率:約0.3%でスライド調整率は平均約0.9%の見込)

年金額改定のしくみ

マクロ経済スライドによる年金額の改定方法は、物価(賃金)の変動率とスライド調整率との対比等によって次の3通りの改定方法が使われます。



①の例

物価(賃金)がある程度上昇した場合
【物価(賃金)上昇率 ≥ スライド調整率】
物価(賃金)の伸び:1.5%、スライド調整率:0.9%
→年金改定率:1.5%—0.9%=0.6%

②の例

物価(賃金)の上昇が小さい場合
【物価(賃金)上昇率 < スライド調整率】
物価(賃金)の伸び:0.5%、スライド調整率:0.9%
→年金改定率:0.5%—0.9%=▲0.4%とせず増減なし

③の例

物価(賃金)が下落した場合
物価(賃金)の伸び:▲0.3%、スライド調整率:0.9%
→年金改定率:▲0.3%—0.9%=▲1.2%とせず▲0.3%のみ適用